

## ○枚方市社会福祉審議会規則

平成26年 3月31日

規則第26号

改正 平成26年 9月30日規則第106号

平成27年 3月31日規則第29号

平成30年 3月30日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）及び枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、枚方市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 審議会は、法第11条第2項の規定に基づき、高齢者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会及び社会福祉法人設立認可等専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会が調査審議する事項は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議

(2) 障害福祉専門分科会 次に掲げる事務

イ 身体障害者の福祉に関する事項の調査審議その他障害者の福祉に関する事項の調査審議

ロ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項各号に掲げる事務

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第10項に規定する事務

(3) 児童福祉専門分科会 次に掲げる事務

イ 児童の福祉に関する事項の調査審議

ロ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条第2号の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務

ハ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務

(4) 子ども・子育て専門分科会 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務

- (5) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項の調査審議
- (6) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項の調査審議
- (7) 社会福祉法人設立認可等専門分科会 次に掲げる事務
  - イ 社会福祉法人の設立認可に関する審査並びに業務の停止命令、役員解職勧告及び解散命令に関する調査審議
  - ロ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止命令及び設置の認可の取消しに関する事項の調査審議

(平26規則106・平27規則29・平30規則20・一部改正)

(審査部会)

第3条 審議会は、政令第3条第1項及び条例第11条第1項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に第一審査部会及び第二審査部会を、児童福祉専門分科会に母子・父子福祉審査部会及び児童福祉施設認可審査部会を置くことができる。

2 審査部会が審査する事項は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 第一審査部会 政令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項に規定する医師の指定及び身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項に規定する医師の指定の取消しに関する事項の審査
- (2) 第二審査部会 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消しに関する事項の審査
- (3) 母子・父子福祉審査部会 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条に規定する母子福祉資金、同法第31条の6に規定する父子福祉資金及び同法第32条に規定する寡婦福祉資金の貸付けに関する事項の審査
- (4) 児童福祉施設認可審査部会 次に掲げる事務
  - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項及び第35条第6項に規定する認可に関する事項の審査
  - ロ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項に規定する認可、同法第21条第2項に規定する命令及び同法第22条第2項に規定する認可の取消しに関する事項の審査

3 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 審査部会に審査部会長を置き、それぞれの審査部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 5 審査部会長は、審査部会の会務を掌理する。
- 6 審査部会長に事故があるとき又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(平26規則106・平27規則29・一部改正)

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年9月30日規則第106号抄〕

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則〔平成27年3月31日規則第29号〕

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則〔平成30年3月30日規則第20号〕

この規則は、平成30年4月1日から施行する。